

京都市職員の退隠料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年 3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第126号

京都市職員の退隠料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員の退隠料等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3号様式表面, 第7号様式表面, 第11号様式及び第15号様式中「水道局」を  
「上下水道局」に改める。

附 則

この規則は, 平成16年4月1日から施行する。

(総務局人事部厚生課)